

第四十三号

徳島県地方警察職員定員条例の一部改正について

徳島県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年二月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例

徳島県地方警察職員定員条例（昭和二十九年徳島県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中 「 四二八人 」 を 「 四二九人 」 に改める。  
「 四四一人 」 を 「 四四三人 」  
「 四五三人 」 を 「 四五六人 」  
「 一、五四九人 」 「 一、五五五人 」

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

提案理由

警察法施行令の一部が改正され、地方警察職員たる警察官の都道府県警察としての定員の基準が改められることに伴い、本県警察官の定員を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。